

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係（(40)の5の2の部）

※長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料に既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を追加

（変更申請手数料は当初申請額の1/2の額）

戸数	一戸当たりの申請手数料（円）（除した後100円未満切捨て）		
	適合証を添付する場合	適合証の添付がない場合	
一戸建ての住宅	9,000を	72,000を	
共同住宅等	5戸以下	18,000を申請戸数で除した額	162,000を申請戸数で除した額
	～10戸以下	32,000を申請戸数で除した額	255,000を申請戸数で除した額
	～25戸以下	46,000を申請戸数で除した額	499,000を申請戸数で除した額
	～50戸以下	85,000を申請戸数で除した額	888,000を申請戸数で除した額
	～100戸以下	145,000を申請戸数で除した額	1,522,000を申請戸数で除した額
	～200戸以下	239,000を申請戸数で除した額	2,811,000を申請戸数で除した額
	～300戸以下	294,000を申請戸数で除した額	4,013,000を申請戸数で除した額
	300戸超	314,000を申請戸数で除した額	4,915,000を申請戸数で除した額

2. 都市の低炭素化の促進に関する法律関係（(40)の6及び7の部）

※低炭素建築物新築等計画認定申請のうち非住宅の建築物について、適合する基準に「モデル建物法」（比較的簡易な手法）を使用する場合の申請手数料を追加

（太線枠内が新たに追加する手数料・金額欄の（ ）は変更申請手数料）（単位：円）

面積	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合	
		モデル建物法による場合	その他の場合
～ 300 m ²	10,000 (6,000)	92,000 (47,000)	256,000 (129,000)
～ 2,000 m ²	29,000 (17,000)	154,000 (80,000)	407,000 (207,000)
～ 5,000 m ²	85,000 (51,000)	248,000 (133,000)	580,000 (298,000)
～10,000 m ²	135,000 (81,000)	324,000 (176,000)	711,000 (369,000)
～25,000 m ²	170,000 (102,000)	390,000 (212,000)	838,000 (436,000)
25,000 m ² 超	213,000 (128,000)	457,000 (250,000)	956,000 (500,000)

3. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

(1) エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料 ((40) の8及び8の2の部)

ア. 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸部(金額欄の()は変更申請手数料)(単位:円)

戸数	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合
一戸建ての住宅	5,000 (3,000)	36,000 (19,000)
共同住宅等	1戸	36,000 (19,000)
	～5戸以下	73,000 (38,000)
	～10戸以下	103,000 (54,000)
	～25戸以下	145,000 (76,000)
	～50戸以下	208,000 (109,000)
	～100戸以下	298,000 (158,000)
	～200戸以下	404,000 (216,000)
	～300戸以下	529,000 (282,000)
300戸超	622,000 (329,000)	

イ. 共同住宅の共用部(金額欄の()は変更申請手数料)(単位:円)

面積	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合
～300㎡	10,000 (6,000)	116,000 (59,000)
～2,000㎡	29,000 (17,000)	191,000 (98,000)
～5,000㎡	85,000 (51,000)	298,000 (157,000)
～10,000㎡	135,000 (81,000)	382,000 (205,000)
～25,000㎡	170,000 (102,000)	456,000 (245,000)
25,000㎡超	213,000 (128,000)	532,000 (287,000)

ウ. 非住宅部(金額欄の()は変更申請手数料)(単位:円)

面積	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合	
		省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合	その他の場合
～300㎡	10,000 (6,000)	92,000 (47,000)	256,000 (129,000)
～2,000㎡	29,000 (17,000)	154,000 (80,000)	407,000 (207,000)
～5,000㎡	85,000 (51,000)	248,000 (133,000)	580,000 (298,000)
～10,000㎡	135,000 (81,000)	324,000 (176,000)	711,000 (369,000)
～25,000㎡	170,000 (102,000)	390,000 (212,000)	838,000 (436,000)
25,000㎡超	213,000 (128,000)	457,000 (250,000)	956,000 (500,000)

- ・一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸のみの場合: 表アの額
- ・共同住宅の場合: 表ア+表イの額の合計
- ・共同住宅及び非住宅を含む建築物の場合: 表ア+表イ+表ウの額の合計
- ・非住宅の建築物の場合: 表ウの額

(2)エネルギー消費性能表示認定申請に係る手数料 ((40) の 8 の 3 の部)

ア. 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸部

(単位:円)

戸数	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合	
		省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準による場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5,000	18,000	36,000
共同住宅等	1戸	5,000	36,000
	～ 5戸以下	10,000	73,000
	～ 10戸以下	17,000	103,000
	～ 25戸以下	29,000	145,000
	～ 50戸以下	48,000	208,000
	～100戸以下	85,000	298,000
	～200戸以下	135,000	404,000
	～300戸以下	170,000	529,000
300戸超	181,000	336,000	622,000

イ. 共同住宅の共用部

(単位:円)

面積	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合
～ 300 m ²	10,000	116,000
～ 2,000 m ²	29,000	191,000
～ 5,000 m ²	85,000	298,000
～10,000 m ²	135,000	382,000
～25,000 m ²	170,000	456,000
25,000 m ² 超	213,000	532,000

ウ. 非住宅部

(単位:円)

面積	知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	市へ直接申請する場合	
		省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)による場合	その他の場合
～ 300 m ²	10,000	92,000	256,000
～ 2,000 m ²	29,000	154,000	407,000
～ 5,000 m ²	85,000	248,000	580,000
～10,000 m ²	135,000	324,000	711,000
～25,000 m ²	170,000	390,000	838,000
25,000 m ² 超	213,000	457,000	956,000

- ・一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸のみの場合：表アの額
- ・共同住宅の場合：表ア＋表イの額の合計
- ・共同住宅及び非住宅を含む建築物の場合：表ア＋表イ＋表ウの額の合計
- ・非住宅の建築物の場合：表ウの額

4. 高圧ガス保安法関係 ((58) の2の部)

(1)高圧ガス製造許可、変更許可、完成検査及び保安検査手数料 (定着式) (単位:円)

処理容積 (製造変更は増加容積)	製造		製造変更		保安検査
	製造許可	完成検査	変更許可	完成検査	
減少又は同一の処理容積	—	—	16,000	12,000	—
200 m ³ 未満	—	—	26,000	19,500	—
100 以上 200 m ³ 未満	31,000	23,250	—	—	33,000
200 以上 1,000 m ³ 未満	54,000	40,500	39,000	29,250	60,000
1,000 以上 5,000 m ³ 未満	68,000	51,000	57,000	42,750	75,000
5,000 以上 25,000 m ³ 未満	86,000	64,500	61,000	45,750	95,000
25,000 以上 10 万 m ³ 未満	110,000	82,500	69,000	51,750	120,000
10 万以上 50 万 m ³ 未満	140,000	105,000	93,000	69,750	150,000
50 万以上 100 万 m ³ 未満	220,000	165,000	150,000	112,500	250,000
100 万以上 1,000 万 m ³ 未満	340,000	255,000	220,000	165,000	370,000
1,000 万 m ³ 以上	560,000	420,000	370,000	277,500	610,000
液化石油ガス法の合格施設	—	6,100	—	6,100	—

(2)高圧ガス製造許可、変更許可、完成検査及び保安検査手数料 (移動式) (単位:円)

処理容積 (製造変更は増加容積)	製造		製造変更		保安検査
	製造許可	完成検査	変更許可	完成検査	
減少又は同一の処理容積	—	—	3,200	2,400	—
200 m ³ 未満	—	—	5,100	3,825	—
100 以上 200 m ³ 未満	7,400	5,550	—	—	7,700
200 以上 1,000 m ³ 未満	11,000	8,250	8,200	6,150	12,000
1,000 以上 5,000 m ³ 未満	13,000	9,750	9,200	6,900	15,000
5,000 以上 25,000 m ³ 未満	16,000	12,000	12,000	9,000	20,000
25,000 以上 10 万 m ³ 未満	21,000	15,750	14,000	10,500	22,000
10 万以上 50 万 m ³ 未満	27,000	20,250	18,000	13,500	31,000
50 万以上 100 万 m ³ 未満	44,000	33,000	31,000	23,250	47,000
100 万以上 500 万 m ³ 未満	60,000	45,000	44,000	33,000	64,000
500 万以上 1,000 万 m ³ 未満	75,000	56,250	53,000	39,750	80,000
1,000 万 m ³ 以上	91,000	68,250	65,000	48,750	95,000

(3)高圧ガス製造許可、変更許可、完成検査及び保安検査手数料 (冷凍) (単位:円)

冷凍能力 (製造変更は増加冷凍能力)	製造		製造変更		保安検査
	製造許可	完成検査	変更許可	完成検査	
減少又は同一の冷凍能力	—	—	16,000	12,000	—
100 トン未満	—	—	30,000	22,500	—
20 以上 100 トン未満	36,000	27,000	—	—	42,000
100 以上 300 トン未満	54,000	40,500	38,000	28,500	60,000
300 以上 1,000 トン未満	68,000	51,000	55,000	41,250	76,000
1,000 以上 3,000 トン未満	87,000	65,250	62,000	46,500	95,000
3,000 トン以上	110,000	82,500	69,000	51,750	120,000

(4)第一種貯蔵所設置許可、変更許可及び完成検査手数料

(単位：円)

許可内容	設置許可		変更許可(貯蔵量増)		変更許可(その他)	
	設置許可	完成検査	変更許可	完成検査	変更許可	完成検査
	25,000	18,750	14,000	10,500	11,000	8,250

(5)輸入高圧ガス検査手数料

(単位：円)

輸入する高圧ガスの容積 ()内は液化ガスの容積	輸入検査
300(3トン) m ³ 未満	13,000
300(3トン)以上 1,000 m ³ (10トン)未満	21,000
1,000 m ³ (10トン)以上	27,000

(6)容器検査及び容器再検査手数料

(単位：円)

1. 温度-50℃以下の液化ガスを充てんするための容器	500ℓ未満	6,600
	500以上 1,000ℓ未満	16,000
	1,000ℓ以上	16,000円に 1,000ℓ又は 1,000ℓに満たない端数を増すごとに 1,600円を加えた額
2. 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(1を除く)	1ℓ未満	150
	1以上 5ℓ未満	180
	5以上 30ℓ未満	260
	30以上 150ℓ未満	320
	150ℓ以上	320円に 10ℓ又は 10ℓに満たない端数を増すごとに 57円を加えた額
3. 高強度鋼容器(1と2を除く)	1ℓ未満	140
	1以上 5ℓ未満	160
	5以上 30ℓ未満	220
	30ℓ以上	220円に 10ℓ又は 10ℓに満たない端数を増すごとに 4円を加える額
4. その他の容器	1ℓ未満	90
	1以上 5ℓ未満	110
	5以上 30ℓ未満	170
	30以上 150ℓ未満	210
	150以上 500ℓ未満	800
	500以上 1,000ℓ未満	7,100
	1,000ℓ以上	7,100円に 1,000ℓ又は 1,000ℓに満たない端数を増すごとに 380円を加えた額

(7)附属品検査及び附属品再検査手数料

(単価：円)

圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器	150ℓ未満	24
	150ℓ以上	31
その他の附属品	500ℓ未満	21
	500以上 1,000ℓ未満	540
	1,000ℓ以上	1,100

(8)容器検査所登録更新及び刻印等手数料 (単位：円)

容器検査所登録申請	16,000
容器検査所登録更新申請	16,000
容器刻印	1,400

5. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係 ((58) の3の部)

(1)販売事業登録等及び保安業務認定等手数料 (単位：円)

販売事業登録	31,000
販売事業者登録簿謄本交付	630
販売事業者登録簿閲覧	460
保安業務認定	$6,900 \times \text{保安業務区分数} + 34,000$
保安業務認定更新	$6,900 \times \text{保安業務区分数} + 14,000$
保安業務一般消費者等数増加許可	$6,900 \times \text{保安業務区分数} + 20,000$

(2)保安確保機器設置等認定申請手数料 (単位：円)

一般消費者等数 (1,000 戸未満)	55,000
一般消費者等数 (1,000 以上 1 万戸未満)	80,000
一般消費者等数 (1 万戸以上)	110,000

(3)貯蔵施設等設置、変更及び完成検査手数料 (単位：円)

設置許可	$21,000 \times \text{施設又は設備数}$
変更許可	$17,000 \times \text{施設又は設備数}$
設置完成検査 (法第 36 条に係るもの)	$31,000 \times \text{施設又は設備数}$
設置完成検査 (高圧ガス保安法に基づく完成検査合格施設)	$5,800 \times \text{施設又は設備数}$
変更完成検査 (法第 37 条の 2 に係るもの)	$24,000 \times \text{施設又は設備数}$
変更完成検査 (高圧ガス保安法に基づく完成検査合格施設)	$5,800 \times \text{施設又は設備数}$

(4)充てん設備許可、変更、完成検査及び保安検査手数料 (単位：円)

許可	$28,000 \times \text{設備数}$
変更許可	$19,000 \times \text{設備数}$
完成検査	$36,000 \times \text{設備数}$
変更完成検査	$27,000 \times \text{設備数}$
保安検査	$27,000 \times \text{設備数}$